

平成 23 年 8 月 1 日

各市区町村 環境担当部局長 各位

財団法人地球環境戦略研究機関
持続性センター
エコアクション 2.1 中央事務局

**エコアクション 2.1 認証・登録制度
「平成 23 年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃、エコアクション 2.1 認証・登録制度につきまして、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

財団法人地球環境戦略研究機関エコアクション 2.1 中央事務局は、環境省が策定した「エコアクション 2.1 ガイドライン」に基づき、2004 年度よりエコアクション 2.1 認証・登録制度に係る事業を実施してまいりました。

制度の運用開始以来、これまでに約 6,500 の事業者様を認証・登録させていただき、現在では、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的な認知を受けております。これも皆様のご参加、ご協力のお陰と厚く御礼申し上げます。

エコアクション 2.1 認証・登録制度は、

中小規模の事業者でも容易に取り組める環境マネジメントシステム

二酸化炭素・廃棄物などの排出削減の具体的な取組ができ、その結果エネルギーコストなどの削減が可能

環境活動レポートを作成・公表することによって、社会・顧客とのコミュニケーションが図れる

という仕組みであり、別添のように、環境基本計画、21 世紀環境立国戦略等にも位置付けられている制度です。

さて、今般、「平成 23 年度自治体イニシアティブ・プログラム」をご案内させていただきます。

これは、具体的には、別添の「平成 23 年度自治体イニシアティブ・プログラム実施要領」のとおりですが、市区町村のイニシアティブの下に、域内の多くの事業者が、私どもエコアクション 2.1 中央事務局が地域事務局などを通じて派遣するエコアクション 2.1 審査人のアドバイスを受け、一斉にエコアクション 2.1 に取り組むことにより、二酸化炭素排出量などの環境負荷とエネルギーコストなどの削減が効率的に図れ、認証・登録が得られるものであり、このプログラムの実施に要する経費（エコアクション 2.1 審査人の派遣費用など）は、エコアクション 2.1 中央事務局が負担させていただくというものです。これは、市区町村にとっての二酸化炭素排出削減などの具体的な「政策手段」としてご活用いただけるもので、域内のこの分野での二酸化炭素などの削減量を定量的に把握することもできます。

昨年度、22 年度のプログラムを全国の市区町村にご案内させていただきましたところ、全国で 32 市区町村（複数の市区町村が共同で実施する場合は 1 市町村と数えます。一部県も含む。）がこれに参加され、全国で約 300 の事業者が、エコアクション 2.1 に一斉に取り組みま

した。今年5～8月には、審査人による審査を受け、認証・登録の運びとなる予定です（これまでのプログラム参加自治体名は中央事務局ホームページ「自治体イニシアティブ・プログラム」を参照）。

本プログラムは、17年度から実施しており、最近では、多くの市区町村から、参加したい、また、市区町村としても、このための予算措置もしたいなどのご希望が寄せられましたことから、今般、23年度のプログラムのご案内をさせていただくものです。各市区町村の皆様方におかれましては、このエコアクション21「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加され、エコアクション21認証・登録制度を皆様方にとっての政策手段の1つとして活用されることによって、地域の広範な事業者からの二酸化炭素排出量の削減などが図られますようご案内申し上げます。

併せて、エコアクション21認証・登録制度に係る事業の実施主体についてもご連絡申し上げます。

エコアクション21事業は財団法人地球環境戦略研究機関が実施してまいりましたが、この制度をさらに発展させるため、研究機関である財団法人地球環境戦略研究機関から、環境関連事業の企画・実施を目的とする一般財団法人持続性推進機構に、本年10月1日をもって事業継承することとなりました。

これに伴い、財団法人地球環境戦略研究機関が実施してまいりましたエコアクション21に係る全ての事業（自治体イニシアティブ・プログラムを含む）、事業者の認証・登録、地域事務局及び審査人の認定等は、そのまま一般財団法人持続性推進機構が継承致します。

エコアクション21事業が継承されても、認証・登録事業者の現在の認証・登録の効力及び期間等には、何ら変更はございません。また、現在のエコアクション21中央事務局の業務内容、スタッフ、住所等は従前と変更はないとともに、地域事務局及び審査人につきましても今までと変更はございません。

以上のことを踏まえまして、自治体の皆様におかれましては、今回の事業継承について、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、財団法人地球環境戦略研究機関におけるエコアクション21事業に対してこれまでいただいた御支援に重ねて感謝申し上げますとともに、10月1日以後、一般財団法人持続性推進機構における同事業の推進につきまして、これまでと変わらぬ御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

エコアクション21認証・登録制度、自治体イニシアティブ・プログラムのお問い合わせは、下記の中央事務局またはお近くの地域事務局宛にお願いいたします。

エコアクション21認証・登録制度のすべての情報は、<http://www.ea21.jp> で公表しております。

よろしくお願い申し上げます。

敬具

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション21中央事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
電話：03-6418-0370 FAX：03-6418-0380
Email：cfs@ea21.jp URL：<http://www.ea21.jp>

平成 23 年 8 月 1 日

エコアクション 2 1 認証・登録制度
「平成 23 年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
実 施 要 領

財団法人地球環境戦略研究機関
持続性センター
エコアクション 2 1 中央事務局

1. 趣旨・目的

エコアクション 2 1 認証・登録制度の普及促進の一環として、自治体（市区町村。以下同じ。）のイニシアティブの下、域内の多くの参加事業者が一斉にエコアクション 2 1 に取り組むことにより、地域全体の二酸化炭素などの排出削減、エネルギーコストなどの削減を実現し、併せて「環境経営」の証が得られる仕組みを「自治体イニシアティブ・プログラム」（以下「プログラム」という。）として展開します。

自治体が、エコアクション 2 1 認証・登録制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出削減対策などの取組を支援するための有力な政策手段として積極的に活用することにより、エコアクション 2 1 の普及を図るものです。

2. プログラムの概要

エコアクション 2 1 中央事務局（以下「中央事務局」という。）はエコアクション 2 1 地域事務局（以下「地域事務局」という。）の協力を得て、参加自治体にエコアクション 2 1 審査人を派遣し、5 以上の参加事業者に、集合形式で環境対策をアドバイスした上で、参加事業者は一斉にエコアクション 2 1 の取組を実施します。エコアクション 2 1 審査人の派遣などプログラムの実施に要する費用は中央事務局が負担します。エコアクション 2 1 の取組によって、域内の事業者の二酸化炭素などの環境負荷、エネルギーコストなどが同時に削減されます。参加事業者は、約半年後には、エコアクション 2 1 審査人による審査及び判定委員会による審議を経て、認証・登録される予定です。

3. 参加自治体の募集

(1) 参加自治体の要件など

ア エコアクション 2 1 認証・登録制度を、域内の事業者の二酸化炭素排出削減対策などを支援するための有力な政策手段として活用する自治体であって、平成 23 年 9 月から、域内の 5 以上の事業者がエコアクション 2 1 に一斉に取り組むことが確実な自治体を対象とします。

イ 5 以上の事業者を確保するため、隣接する自治体と共同で参加自治体になることもできます。

ウ プログラムは地域事務局との協力の下で実施しますので、応募の検討の段階からお近くの地域事務局に相談してください。

エ 参加自治体は、5以上の事業者を確保し、また、これらの事業者が一体として取り組むため、商工会議所など関係団体の協力が望まれます。参加事業者は、似たような業種で同じくらいの規模の事業者ですと、アドバイスなどが効率的に実施できると考えられます。

オ 参加自治体自身が既にエコアクション21などの認証取得をしているかどうかは問いませんが、参加自治体自身もエコアクション21に取り組み、認証・登録を目指すことで、自治体としてより効果的な取り組みができると考えられます。

カ プログラムに参加する事業者と、既にエコアクション21を認証取得している事業者又はプログラムに参加せずエコアクション21を認証取得しようとする事業者との間に、認証・登録の手続き、審査費用、認証・登録料の差異はありません。

(2)参加自治体の数

23年度は全国で50自治体を対象とします。隣接する複数の自治体が共同で参加自治体になる場合には、これを1参加自治体としてカウントします。

(3)募集期限

23年度の参加自治体の募集は、23年8月末日までとします。

(4)応募方法

募集期限までに、以下の書類を中央事務局に提出してください。

参加申込書（様式1）

プログラムに参加することが概ね確実な事業者のリスト（事業者名、住所、業種、従業員数等）

中央事務局ホームページ掲載「申込み用事業者リスト」を使用して下さい。

その他特記事項

参加事業者が5事業者に満たない場合、または、参加申込書の提出が8月末を過ぎた場合、プログラム参加は認められません。

また、参加事業者が5事業者以上であっても、地域事務局の判断で実施の是非を決定する場合があります。

4. プログラム実施のスケジュール・方法

(1)エコアクション21審査人の確保、日程調整

中央事務局は、地域事務局と協働で、可能な限り参加自治体・地域事務局の地元でエコアクション21審査人を選定します。また、地域事務局が、参加自治体ごとの全体説明会・環境対策アドバイスの日程を調整します。なお、説明会・個別環境対策アドバイ

スの会場は、参加自治体で確保してください。

(2)参加自治体ごとの説明会・環境対策アドバイスの実施、環境活動計画等の策定

中央事務局は、地域事務局と協働し、23年9月から11月にかけて参加自治体ごとにエコアクション21審査人を派遣し、集合形式で、全体説明・環境対策アドバイス（参加自治体あたり概ね月1回、計3回）を実施します。エコアクション21審査人を派遣する費用は、中央事務局が負担します。この間に、参加事業者は、エコアクション21審査人によるアドバイスを受け、環境負荷把握・環境への取組チェック・環境方針策定・環境目標設定・環境活動計画策定・環境関連法規の取りまとめ等を行います。

(3)環境への取組の一斉開始

23年12月から全参加事業者は、それぞれの環境活動計画に従って一斉に環境への具体的取り組み（省エネ型機器導入、分別徹底・リサイクルなど）を開始します。毎月二酸化炭素排出量などの負荷を、自己チェックシートを用いて把握します。また、環境関連法規の違反の有無を自ら確認します。

(4)参加自治体ごとのエコアクション21審査人による取組実施アドバイス

中央事務局は、地域事務局と協働し、参加事業者が取り組みを実施している23年12月から24年3月にかけて、参加自治体ごとに原則的に同じエコアクション21審査人を派遣し、希望する参加事業者に対して取組実施アドバイス（参加自治体あたり1回）を実施します。

なお、(2)の場合も同じですが、このプログラムに基づくエコアクション21審査人によるアドバイスとは別に、地域事務局と参加事業者の協議の上、自らの費用負担によって、コンサルタントを利用することもできます。

(5)「環境活動レポート」の作成

参加事業者は、24年3月に、全体の取組の代表者による評価を行い、環境活動計画などの必要な見直しを行います。その後、24年4月上旬には、参加事業者は環境活動レポートを作成します。なお、環境活動レポートには、環境への負荷の自己チェックシートを用いて、23年12月～23年3月の月ごとの二酸化炭素排出量などを算定し、記載しますが、前年同月との比較もしていただきます。また、同じ期間の光熱費、自動車燃料代、水道代などの前年同月との比較もしていただきます。

(6)エコアクション21審査人による審査

エコアクション21審査人が23年4月から23年5月にかけて審査をします。個々の参加事業者の審査日程、担当審査人は、あらかじめ地域事務局が調整・選定します。

(7)認証・登録

概ね24年5月～6月には、地域事務局に置かれた判定委員会における判定を経て、認証・登録されます。参加事業者には、認証・登録証が交付され、認証・登録事業者はロゴマークを事業者のパンフレット、名刺などに使用することができます。

5 . プログラム実施結果の取りまとめ

参加自治体は、24年6月を目途に、各参加事業者の環境活動レポートなどから、取り組み効果取りまとめ表（様式2）をご活用し、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、取りまとめます。

その後、取りまとめ結果を添付の上、プログラム実施報告書（様式3）を一般財団法人持続性推進機構エコアクション21中央事務局にご提出ください。

中央事務局は、各自治体からの報告を集計し、全参加事業者の二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を取りまとめ、公表します。

財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センター
エコアクション21中央事務局
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18-4F
電話：03-6418-0370 F A X：03-6418-0380
E m a i l cfs@ea21.jp
U R L <http://www.ea21.jp>

エコアクション21 認証・登録制度
「平成23年度 自治体イニシアティブ・プログラム」
参加に当たっての留意事項

自治体イニシアティブ・プログラムの参加にあたりましては、以下の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、派遣するエコアクション21 審査人謝金、旅費、資料代、及びやむをえない事情により自治体の施設を利用でない場合の会場費で、実際の運営を担当する地域事務局と中央事務局が請負契約を締結し、負担します。

但し、中央事務局が負担するプログラム実施の費用は、最終的に認証・登録した事業者数等を基に算出します。従って認証・登録事業者数によっては、全ての費用を負担できない場合があることを予めご承知おきください。

全体説明会、3回の環境対策アドバイス、及び取組実施アドバイスは、原則として全て集合形式（セミナー形式）により実施しますが、自治体の担当者の方のご参加をお願いいたします。

これまでの例で、参加事業者の中には、十分な社内合意等を得ずに、また、自らは何ら作業や取組をしなくても、プログラムに出席さえすれば認証を取得できると誤解して参加し、プログラムの途中で参加を取りやめる事業者が見受けられました。全体説明会の際に、エコアクション21の内容、認証・登録に向けて必要となる作業や取組、審査や認証・登録（費用面も含む）について、十分に説明を行う予定ですが、自治体の側からも、途中で諦めずに、認証の取得まで努力するよう働きかけをお願いいたします。

集合形式のアドバイス等の会場の手配については、特段のご協力をお願いいたします。

プログラム終了後、様式2を利用し、各参加事業者の環境活動レポートなどから、二酸化炭素排出量などの環境負荷削減量、エネルギーコストなどの削減額を算定し、これを取りまとめて、エコアクション21中央事務局（提出先は、エコアクション21事業を継承する一般財団法人持続性推進機構のエコアクション21中央事務局）に必ずご提出ください。

プログラムの実施にあたり、担当する地域事務局と十分な協議、協力の上、取り組まれるようお願いいたします。

その他ご不明な点は、エコアクション21中央事務局までお問い合わせください。

以上

エコアクション21の環境政策上の位置付け

エコアクション21は、政府の様々な計画の中で持続可能な社会を構築していくうえでの重要な施策の一つとして、位置付けられています。

環境基本計画 - 環境から拓く 新たなゆたかさへの道 - (平成18年4月7日閣議決定)

第二部 今四半世紀における環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

第7節 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

重点的取組事項 「事業者の環境配慮体制の整備」

『環境マネジメントシステムの幅広い事業者への普及を図ります。特に取組の遅れている中小事業者における環境配慮型経営を推進するため、ISO14001の他、中小事業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の普及促進を図ります。』

21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日閣議決定)

3. 今後1、2年で重点的に着手すべき八つの戦略

戦略8 環境立国を支える仕組みづくり

事業者の適切な環境管理の推進

『エコアクション21を活用し、業種特性に対応しつつ中小企業における環境管理を促進する』

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)(平成17年4月1日施行)

第11条2項において、「国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定され、その措置の一つとしてエコアクション21が位置付けられています。

環境報告ガイドライン 2007年版(環境省 平成19年6月策定)

序章 ガイドラインの改訂にあたって

『環境省では、中小事業者が、比較的容易に環境経営システムの構築及び運用、事業活動における環境配慮の取組の実施及び環境報告書の作成ができるよう「エコアクション21」を策定しています。この「エコアクション21」に規定する「環境活動レポート」の要件を満たして作成・公表されたものは、環境報告書の範疇に含まれます。平成16年度より財団法人地球環境戦略研究機関で認証・登録制度を実施しており、この制度では認証・登録を受けた事業者名及び環境活動レポートを公表しています。』

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成 17 年 4 月開始）

「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」とは、国の評価基準を満たした産業廃棄物処理業者を都道府県・政令市が適合確認し、許可証にそのことを記載することにより、産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進をめざした制度です。評価基準は、遵法性、情報公開制及び環境保全への取組みの 3 項目で、このうち環境保全への取組みについては ISO14001、エコアクション 2.1 またはこれと相互認証された環境マネジメントシステムの取得が条件となっています。これらの認証制度については環境省告示 131 号(平成 18 年 9 月 28 日)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の二第三項第三号及び第十条の四第三項第三号の規定に基づき環境大臣が定める認証制度」に規定されています。

(様式1)

平成23年 月 日

財団法人地球環境戦略研究機関
エコアクション2.1中央事務局 御中

都道府県 市区町村
市区町村長

公印

エコアクション2.1認証・登録制度「平成23年度 自治体イニシアティブ・プログラム」実施要領に基づき、プログラムの参加を申し込みます。

担当部局： 部 課 係
担当課長：
担当者：
住所：
電話番号：
F A X：
E-mail：

担当地域事務局：
関係団体：

(様式3)

平成24年 月 日

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局 御中

都道府県 市区町村
市区町村長

公印

エコアクション21認証・登録制度「平成23年度 自治体イニシアティブ・プログラム」実施要領に基づき、プログラム実施報告書を提出します。

平成23年度 自治体イニシアティブ・プログラム 実施報告書

参加事業者数： 社

協力地域事務局名：

全体説明会開催日：平成23年 月 日

環境対策アドバイスの実施日：平成23年 月 日、 年 月 日、 年 月 日

取組実施アドバイスの実施日： 年 月 日

環境負荷等の削減量：別添集計表の通り

担当部局： 部 課 係

担当課長：

担当者：

住所：

電話番号：

F A X：

E-mail：